

大規模小売店舗立地法に基づく変更のお知らせ

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該店舗の小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する旨の届出を令和 7 年 10 月 17 日付けで岐阜県知事宛に対して提出しましたので、同法施行規則第 11 条第2項の規定により掲示します。

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 瑞浪ショッピングセンターメイト
所在地 瑞浪市土岐町字縦箴 26-2 外 11 筆
2. 設置者の名称及び住所

名 称 協同組合メイト
住 所 岐阜県瑞浪市土岐町 26 番地の 1

3. 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分
(変更後) 午前 8 時 00 分～午後 8 時 00 分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 00 分～午後 8 時 30 分
(変更後) 午前 7 時 30 分～午後 8 時 30 分

4. 変更する年月日
- 令和 7 年 10 月 18 日

<お問合せ先>
株式会社エスパシオコンサルタント(担当 河野)
電話番号:06-6233-7111(午前 10 時から午後 5 時まで平日(月～金))

<届出書の縦覧及び意見書の受付先>

縦覧場所	住 所
岐阜県 商工労働部 商業・金融課	岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号 岐阜県庁 10 階
岐阜県 東濃県事務所 産業労働課	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 4 階

縦 覧 期 間:令和 7 年 10 月 21 日(火)から令和 8 年 2 月 24 日(火)まで
※午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

上記内容について、意見を述べるができます。詳細については、下記連絡先までご連絡ください。
意見提出先:岐阜県 商工労働部 商業・金融課 TEL:058-272-8374
提 出 期 限:令和 8 年 2 月 24 日(火)